# 弁護士法第五条第一号の機関を定める政令 （昭和五十九年政令第二百二十一号）

弁護士法第五条第一号の政令で定める機関は、法務総合研究所とする。

# 附　則

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年二月四日政令第一五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月三一日政令第九二号）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。